

就学援助費支給申請書

申請区分(□要保護 □準要保護 準要保護(特支))

↓次の①～③のいずれかに該当すると、上記の申請区分に☑を。

尼崎市長あて

- ①生活保護受給者の方→要保護
②生活保護受給者以外の方→準要保護
③②のうち児童生徒が特別支援学級に在籍し、又は通常学級在籍者で障害(療育)手帳を持っている方→準要保護(特支)

就学援助費の支給を、次の5点について同意

審査に必要な、生活保護法の規定に基づく教育扶助
審査に必要な、児童扶養手当の受給状況の調査及び

上記①～③を確認したうえで、必ず、いずれかに☑してください。

準要保護(特支)の方は、必ず、いずれかにチェックして下さい。

児童生徒と同居している方を申請者(保護者)としてください。

申請者の住民基本台帳、市民税の課税状況等の調査等
本人と異なる場合に、当該名義人が就学援助費を受領する
その未納額相当分を学校長が受領し、当該未納額に充当す

手帳に該当する方は、裏面に写しを添付することを忘れなく。

Main application form with sections for applicant, child, family members, and reasons for application. Includes fields for name, address, birth date, and employment status.

Bottom section for school information and decision, including '学校記入欄' and '教育委員会記入欄'.

⑤

(※要保護申請者のうち児童生徒が小学1～5年・中学1、2年生の方は口座の記入・通帳のコピーの添付は不要です。)

振込指定口座	銀行名		支店名		銀行コード			支店コード				
	尼崎		銀行 信用金庫 農協		学事企画支店		0	0	0	0	0	0
	預金 種別	口座番号(右詰)				口座名義人(かたナ)						
	1	2	1	1	1	1	1	1	アマガサキ ハナ			

↑ (1. 普通預金 2. 当座預金 4. 貯蓄預金 のうち番号を記入)

申請者又は同居している方の口座を指定してください。

不備がある場合、審査できません。提
を
をご確認ください。

コピーのり付け	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書の確認	・申請区分、申請理由にチェックはされましたか？ ・別居者であっても生計同一であれば、婚姻・家族関係にかかわらず、全員記載してください。
		<input checked="" type="checkbox"/> 通帳のコピーの添付	上記「振込指定口座」欄に記載いただいた内容が確認できる書類であればキャッシュカード等のコピーでも結構です。
その他の添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 準用保護(特支)で申請される方	特別支援学級に在籍していなくても、兵庫県又は尼崎市が交付する身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、その手帳の写しを添付してください。 申請時に手帳が交付されていない場合は、交付予定日を記載してください(月頃)。交付を受けましたら、速やかに、その写しを学校に提出してください。
		④申請理由が「4 特別な事情がある」の方は、次の添付書類を確認してください。	
	特別な事情(参考)	<input type="checkbox"/> 離婚のため (前年度1月2日以後)	・離婚届受理証明書など(離婚日が確認できる書類) ※「お知らせ」は証明になりません。 ・健康保険証の写し(同居者全員分)など
		<input type="checkbox"/> 生計維持者の死亡 (前年度1月2日以後)	・住民票、死亡診断書等(死亡の確認できる書類) ・健康保険証の写し(同居者全員分)など
		<input type="checkbox"/> 生計維持者の失業 (申請時点も継続中)	・離職票、雇用保険受給資格者証、源泉徴収票(退職年月日記載分)など ・健康保険証の写し(同居者全員分)など

必ずご一読ください。

が同じ学校に在籍している場合でそれぞれ申請する場合は、添付書類は1部で構いません。必要書類を一方の申請書に限り添付し、他方の申請書には添付せず、当該他方の申請書の次の囲みの欄の括弧内に、当該一方の申請書に記入した児童生徒の名前を記入してください。

写しは 6年 3組(尼崎 仁美)に添付しています。

【確認事項】※下記に☑をし、確認してください。必ずチェックしてください。

- 鉛筆又は消せるボールペンで記入しないでください。これらの筆記用具で記入された申請書は受け付けできません。
- 記入内容を訂正するときは、訂正箇所を二重線で消して記入し直してください。修正テープで修正された申請書は受け付けできません。
- ③の欄には、世帯を分けている方も含め、同一住所の同居人(単身赴任等により別居されている方も含まれます。)全員を記入してください。

全て確認して☑を記入し、提出してください。

鉛筆又は消せるボールペンでの記入では、受け付けできません。